

(案)

第5次佐倉市地域福祉計画

令和6年3月

佐倉市

はじめに

今、地域社会では、少子高齢化や人口減少の進行に加え、高齢者や子育て世代の社会的孤立、ひきこもり、虐待、生活困窮など、多様な問題が広く認識されており、福祉ニーズがますます複雑化しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域での住民同士の交流やふれあい、人と人とのつながりに深刻な希薄化が生じており、8050問題、ヤングケアラーなど、対象者別の支援だけでは解決できない、複合的な課題を抱える方やそのご家族への支援が課題となっています。



佐倉市では、平成20年度を初年度とする第1次から第4次までの地域福祉計画に基づき、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。一方、この間、コロナ禍の影響などにより、各種施策が滞るなど、種々の課題が残されています。

こうした社会情勢、本市を取り巻く現状を踏まえ、第4次計画の基本理念である「一人ひとりがともにはぐくむ お互いさまの地域づくり」を承継しつつ、地域福祉の推進と地域共生社会の実現を目指し、新たに「第5次佐倉市地域福祉計画」を策定しました。

本計画においては、市と市社協、市民の皆さま、ボランティア、各種相談機関等が連携協力し、それぞれが地域福祉の担い手としての役割を果たしていく必要がございます。基本理念の実現に向けて、各種施策や事業を積極的に推進してまいりますので、市民の皆さまにおかれましては、今後ともより一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をお寄せいただきました皆さま、ご尽力をいただきました「佐倉市地域福祉計画推進委員会」委員の皆さまに、心よりお礼を申し上げます。

令和6年3月

佐倉市長 西田三十五

目次

第1章 計画の基本的事項

1	計画の策定にあたって	
(1)	これまでの佐倉市地域福祉計画	1
(2)	計画策定の背景と趣旨	2
(3)	地域福祉施策の法制度等の動向	2
2	計画の位置づけと計画期間	
(1)	計画の位置づけ	5
(2)	計画の期間	6
3	計画の策定・推進体制と前提となる視点	
(1)	計画の策定体制	9
(2)	計画の推進体制	10
(3)	地域の範囲の捉え方	11
(4)	計画の普及啓発	14
(5)	持続可能な社会づくり（SDGs）の視点	14

第2章 計画の現状と課題

1	地域福祉の担い手不足の現状と課題	
(1)	人口減少、少子高齢化	17
(2)	ボランティア活動	18
(3)	民生委員・児童委員活動	20
(4)	社会福祉法人などの役割	21
2	第4次計画期間中に表出した新たな課題	22

第3章 計画の基本理念と基本目標

1	基本理念	27
2	基本目標と重点施策	28

第4章 取組の展開

計画の体系	31
基本目標1 権利擁護と人権尊重の取組を進めます	32
(1) 権利擁護の推進	33
(2) 人権教育・啓発の推進	35
(3) 虐待防止活動の推進	37
基本目標2 福祉サービスの利用を促進します	38
(1) 個別計画の推進	39
(2) 福祉サービスの情報提供・発信の充実	40

(3) 情報化の推進	42
基本目標3 地域の社会福祉を目的とする事業の活性化を 推進します	43
(1) 地域福祉活動団体（個人）との連携・支援	44
(2) 社会福祉法人の地域公益活動の推進	47
(3) 寄附や募金の取組・活用	48
基本目標4 住民参加をさらに促進し、充実します	49
(1) 地域の交流の場づくり	50
(2) 情報の発信・啓発	51
(3) 地域福祉活動を支える人材づくり	52
(4) 各種ボランティアの参加促進	53
基本目標5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に 提供される体制を整備します	57
(1) 地域で気づき、受け止め、解決を試みる体制づくり	58
(2) 各分野の相談機関協働によるネットワークの整備と連携	60
(3) 各分野における相談支援体制の充実	61
(4) 生活困窮世帯等への支援	64
(5) 暮らしやすい住環境の整備等	67
(6) 災害時に助け合える体制づくり	69
重点施策 訪問支援（アウトリーチ）型の相談支援体制を 推進します	
(1) 重点施策の設定	72
(2) 生活困窮者対策と訪問支援（アウトリーチ）	72
(3) 地域福祉コーディネーターの役割と留意点	75
第5章 計画の進行管理	79
第5次地域福祉計画掲載施策・事業一覧	80

資料編

資料1 相談機関・施設一覧	90
資料2 市民意識調査	93
資料3 策定経過	100
資料4 計画の関連法令	102
資料5 佐倉市地域福祉計画推進委員会設置要綱	106
資料6 佐倉市地域福祉計画推進委員会委員名簿	108

第1章 計画の基本的事項

第1章 計画の基本的事項

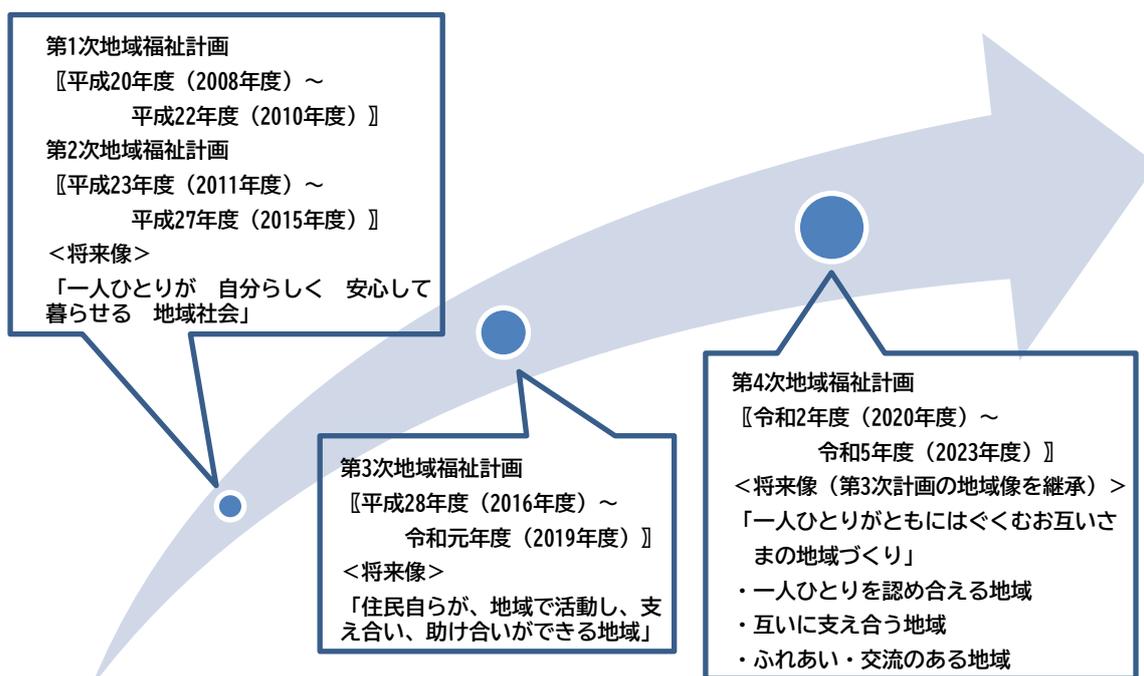
1 計画の策定にあたって

(1) これまでの佐倉市地域福祉計画

佐倉市では、平成20年度を初年度とする第1次から第4次までの地域福祉計画に基づき、地域福祉の推進に取り組んできました。第1次地域福祉計画と第2次地域福祉計画の共通の将来像は、「地域で暮らすすべての人が、人としての尊厳をもって、年齢や性別、障害の有無等に関わりなく、自分らしく、安心できる生活がおくれるように、地域社会全体で支え合うことを表すもの」であり、その考え方は、第4次佐倉市地域福祉計画(以下「第4次計画」という。)まで、引き継がれています。

第3次佐倉市地域福祉計画(以下「第3次計画」という。)では、個別計画と役割(機能)の分担など、地域福祉のあり方について見直しを行いました。その結果、「住民自らが、地域で活動し、支え合いができる地域」の構築のため、「一人ひとりを認め合える地域」、「互いに支え合う地域」、「ふれあい・交流のある地域」の3つの将来像を目指しました。

第4次計画では、第3次計画の3つの地域像を承継しながら、年齢や障害の有無に関係なく安全に安心して暮らせる「地域共生社会の実現」に向けて、「一人ひとりがともにはぐくむお互いさまの地域づくり」を基本理念とし、一人ひとりの違いや個性を認め合いながら、誰もが役割を持ち、活躍できる、安心して暮らしていくことのできるお互いさまの地域づくりを目指しました。



(2) 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化や人口減少が進行し、高齢者や子育て世代の社会的孤立、ひきこもり、虐待、生活困窮といった問題に加え、※8050問題、ヤングケアラなど様々な課題を複合的に抱える世帯が見られ、対象者別の公的支援だけでは解決を図ることが困難となっています。また人と人とのつながりや支え合いが希薄化し、地域の担い手の確保が課題となっています。国はこうした問題に対し、「地域共生社会の実現」を目標に掲げ、制度の縦割りや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティの構築に向けて、改革を進めています。この地域共生社会の実現に向けては、継続的な地域福祉の推進が重要であるとされています。

本市では、「P1(1)これまでの佐倉市地域福祉計画」のとおり、平成20年度の第1次地域福祉計画以来、令和5年度までの4次16年間に渡り、計画の推進に取り組んできました。

これまでの取組の成果や、社会情勢、本市を取り巻く現状を踏まえ、本市の地域福祉にあたっての基本的な考え方と取組を明らかにしていくものとして、「第5次佐倉市地域福祉計画」を策定します。

▼用語補足

※「8050問題」

80代の親がひきこもっている50代の子どもの生活を支えている構図。様々な要因があるが、親子依存、扶養義務など在宅介護問題を背景とすることが多い。

(3) 地域福祉施策の法制度等の動向

1. 包括的な支援体制の整備について

近年、地域福祉に関わる種々の法律改正が行われています。本計画に関係するものとして、平成29年6月に、地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号。）により、公布された改正社会福祉法では、「包括的な支援体制の構築及び地域福祉計画の充実」が位置付けられました。包括的な支援体制の整備については、下記3事業の実施について、市町村の努力義務が規定されています。

◎包括的な支援体制の努力義務

- ・ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ・ 住民の身近な圏域において、地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関（例：（福）佐倉市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、地域包括支援センター、社会福祉法人等）と連絡調整を行う体制
- ・ 市町村圏域において、生活困窮者自立支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

2. 重層的支援体制整備事業、市町村地域福祉計画

令和2年6月に可決・成立した改正社会福祉法では、市町村の任意事業として、地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の創設と、市町村地域福祉計画に「包括的な支援体制の整備に関する事項」を盛り込むことが明記されました。

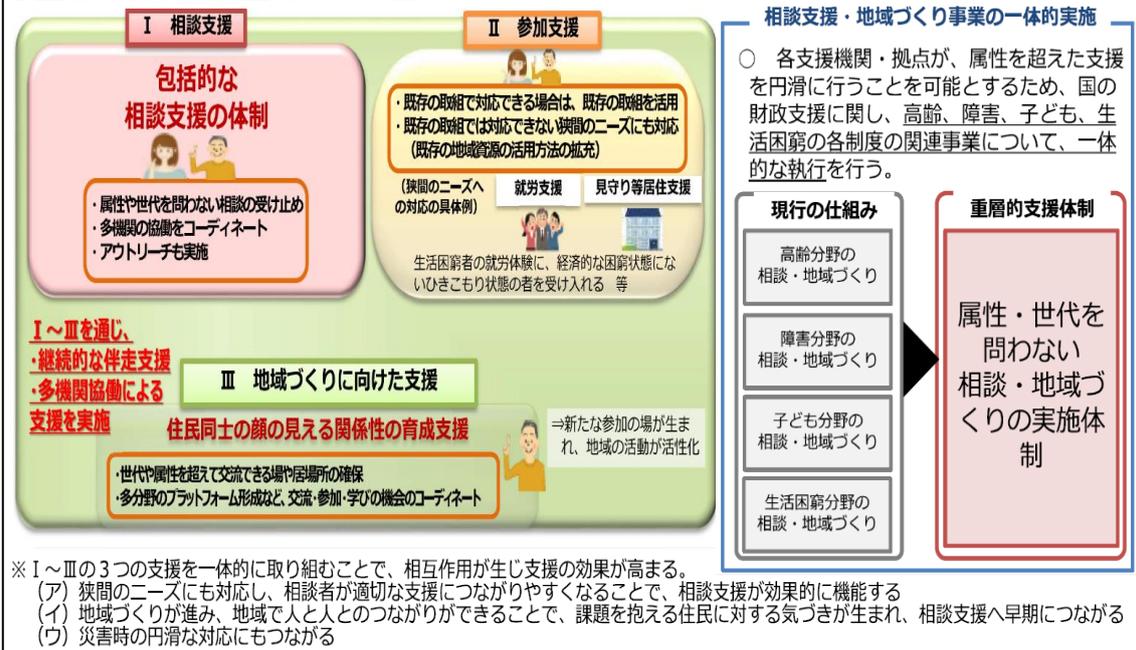
◎重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4第1項）

- ・市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため前条第1項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

◎市町村地域福祉計画（社会福祉法第107条第1項）

- ・市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下市町村地域福祉計画という。）を策定するよう努めるものとする。
 - 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

●重層的支援体制整備事業の全体像



【出典】厚生労働省 重層的支援体制整備事業の実施について（実務等）より抜粋

3. 成年後見制度の利用の促進について

全国的に成年後見制度が十分に活用されていない状況を踏まえ、平成28年5月、国で「成年後見制度の利用促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」が施行されました。この法律に基づき、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」が策定され、この中で市町村は、国の計画を勘案した計画の策定に努めるものとされ、このため本市では、令和2年3月に「佐倉市成年後見制度利用促進計画」（令和2年度～令和5年度）を策定しました。

成年後見制度利用促進基本計画の目標

<国>

- ・利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
- ・権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- ・不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

<市>

- ・成年後見制度の周知及び啓発の強化
- ・相談機能及び成年後見人等支援の強化
- ・後見人等の養成

第二期成年後見制度利用促進基本計画における 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。



【出典】厚生労働省 「第2期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」より抜粋

2 計画の位置づけと計画期間

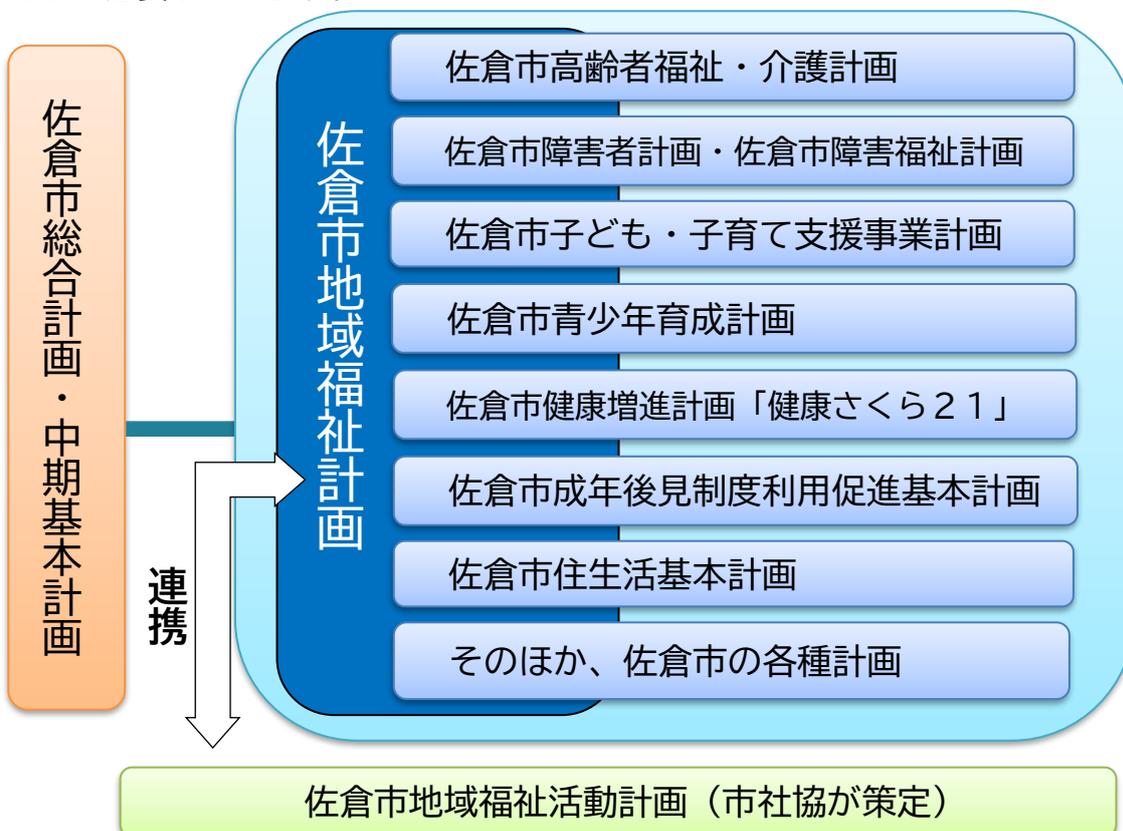
(1) 計画の位置づけ

第5次計画は、市の最上位計画である第5次佐倉市総合計画に即して、社会福祉法第107条に基づく地域福祉の推進に関する市町村地域福祉計画として策定しています。

地域共生社会の実現に向けて、第5次佐倉市総合計画や高齢者福祉・介護計画など、他の個別計画との整合及び社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の地域福祉活動計画との連携を図り、分野における横断的かつ一体的に地域福祉を推進していこうとするものです。

第5次佐倉市総合計画では、『笑顔輝き 佐倉咲く みんなで創ろう「健康・安心・未来都市」』を将来都市像とし、地域福祉に関わるものとして、地域包括ケアシステムの構築、地域共生社会の実現を目指すとともに、「ともに支え合い誰もがいきいきと暮らせるまち（福祉・健康・子育て）」をまちづくりの基本方針の1つとしています。

また、第5次佐倉市総合計画策定にあたって実施した市民意識調査報告書では、高齢者支援、障害者福祉と子育て支援が重点改善分野（今後、重点的に改善）である一方で、地域福祉は、重点維持分野（現状を維持しつつ、継続的に改善）となっています。このことから、地域福祉については、市民の一定の満足度が示されていますが、第5次佐倉市総合計画を踏まえながら、地域福祉計画を実行していく必要があります。



(2) 計画の期間

第5次計画は、上位計画である第5次佐倉市総合計画中期基本計画と整合性を図るため、令和6年を初年度、令和9年を最終年度とする4年計画とします。本計画のほか、関連の福祉分野の計画期間は以下のとおりです。

<関連計画期間>

□市

計 画 名	R2~R5	R6	R7	R8	R9	R10~R17
第5次佐倉市総合計画 (基本構想・中期基本計画) (令和6年度～令和9年度)		→				
第5次佐倉市地域福祉計画 (令和6年度～令和9年度)		→				
第9期佐倉市 高齢者福祉・介護計画 (令和6年度～令和8年度)		→				
第7次佐倉市障害者計画 (令和6年度～令和11年度)		→				
第7期佐倉市障害福祉計画 (令和6年度～令和8年度)		→				
第2期佐倉市 子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)	---	→				
第4次佐倉市 青少年育成計画 (令和2年度～令和7年度)	---	→				
佐倉市健康増進計画 健康さくら21(第3次) (令和6年度～令和17年度)		→				
第2期佐倉市成年後見制度 利用促進基本計画 (令和6年度～令和9年度)		→				
第2次佐倉市住生活基本計画 (令和6年度～令和16年度)		→				

□市社協

計 画 名	R2~R5	R6	R7	R8	R9	R10~R17
第7次佐倉市 地域福祉活動計画 (令和6年度～令和9年度)		→				

<関連計画概要>

〇市

計 画 名	概 要
<p>●第5次佐倉市総合計画 (基本構想・中期基本計画) (令和6年度～令和9年度)</p>	<p>佐倉市における行政運営の最上位計画であり、市民、事業者、行政の基本的な行動指針となるもの。「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層で構成され、「基本構想」は12年間、「基本計画」は「前期」「中期」「後期」の4年ごとに策定され、今次基本計画は「中期基本計画」期間となる。</p>
<p>●第9期佐倉市 高齢者福祉・介護計画 (令和6年度～令和8年度)</p>	<p>「老人福祉法」第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び「介護保険法」第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」。高齢者に関する施策全般を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図ることを目的として計画を策定。</p>
<p>●第7次佐倉市障害者計画 (令和6年度～令和11年度) ●第7期佐倉市障害福祉計画 (令和6年度～令和8年度)</p>	<p>佐倉市障害者計画は「障害者基本法」第11条第3項に基づき、障害者の自立と社会参加を促進するための障害者施策基本計画として策定。 佐倉市障害福祉計画は「障害者総合支援法」第88条、「児童福祉法」第33条の20や国の基本指針に基づき、障害児・者の地域生活を支援するために必要な成果目標を設定し、障害福祉サービス等の必要量を見込み、その提供体制の確保を図るための計画。 なお、令和6年度からの計画は、「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」に基づく市の施策を一体的に推進できるよう、「読書バリアフリー計画」も含めて策定。</p>
<p>●第2期佐倉市子ども ・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)</p>	<p>「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」で、佐倉市が取り組むべき対策と達成すべき目標や実施時期を明らかにする。令和2年3月に策定。令和5年3月、子どもの貧困対策計画を盛り込み改訂。</p>
<p>●第4次佐倉市青少年育成計画 「佐倉市子ども・若者育成支援推進計画」 (令和2年度～令和7年度)</p>	<p>平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に規定する「市町村子ども・若者計画」と位置づけ。社会情勢を踏まえ、国の「子ども・若者育成支援推進大綱」や、県の「第3次千葉県青少年総合プラン」を勘案し、6年間の佐倉市の青少年育成について、基本理念、基本方針に基づく諸施策を推進することによって、青少年が生き生きと生活できる環境づくりを目指して計画を策定。</p>

<p>●佐倉市健康増進計画 「健康さくら21（第3次）」 （令和6年度～令和17年度）</p>	<p>「第5次佐倉市総合計画」に基づき、市民の健康づくりや健やかな親子づくりを進めるための、具体的な考え方や取組方法を示した計画である。</p> <p>また、国の健康増進計画である「健康日本21」、母子保健分野を含む「成育医療等基本方針」、自殺対策基本法に基づく「自殺対策計画」、歯科口腔保健の推進に関する法律に基づく「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」とも整合性を保ち、それぞれの計画・方針等の趣旨を踏まえ、4つの健康関連計画を一体化した、佐倉市の地域性を尊重した健康増進計画を策定。</p>
<p>●第2期佐倉市成年後見制度 利用促進基本計画 （令和6年度～令和9年度）</p>	<p>国の基本計画の理念を佐倉市において具体化し、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定。</p> <p>従来の連携体制をより発展させた「地域連携ネットワーク」の構築を図るべく、「佐倉市成年後見支援センター」を地域連携ネットワークの軸となる「中核機関」と位置づけ、体制の整備や機能強化を図るもの。</p>
<p>●第2次佐倉市住生活基本計画 （令和6年度～令和16年度）</p>	<p>国の「住生活基本法」で策定が定められている「住生活基本計画（全国）」「千葉県住生活基本計画」の趣旨を踏まえつつ、豊かな市民生活を創造し地域コミュニティの確立、定住人口の維持・増加を図り、持続可能な佐倉市を構築することを目的とするもの。</p>

□市社協

計 画 名	概 要
<p>●第7次佐倉市地域福祉活動計画 「ともに歩むふくしプラン5」 （令和6年度～令和9年度）</p>	<p>地域社会のさまざまな福祉課題の解決をめざして、行政の地域福祉計画の推進と相まって、民間レベルによる地域福祉の推進を具体的に計画化したもので、市社協が主体となって策定したものである。</p>

3 計画の策定・推進体制と前提となる視点

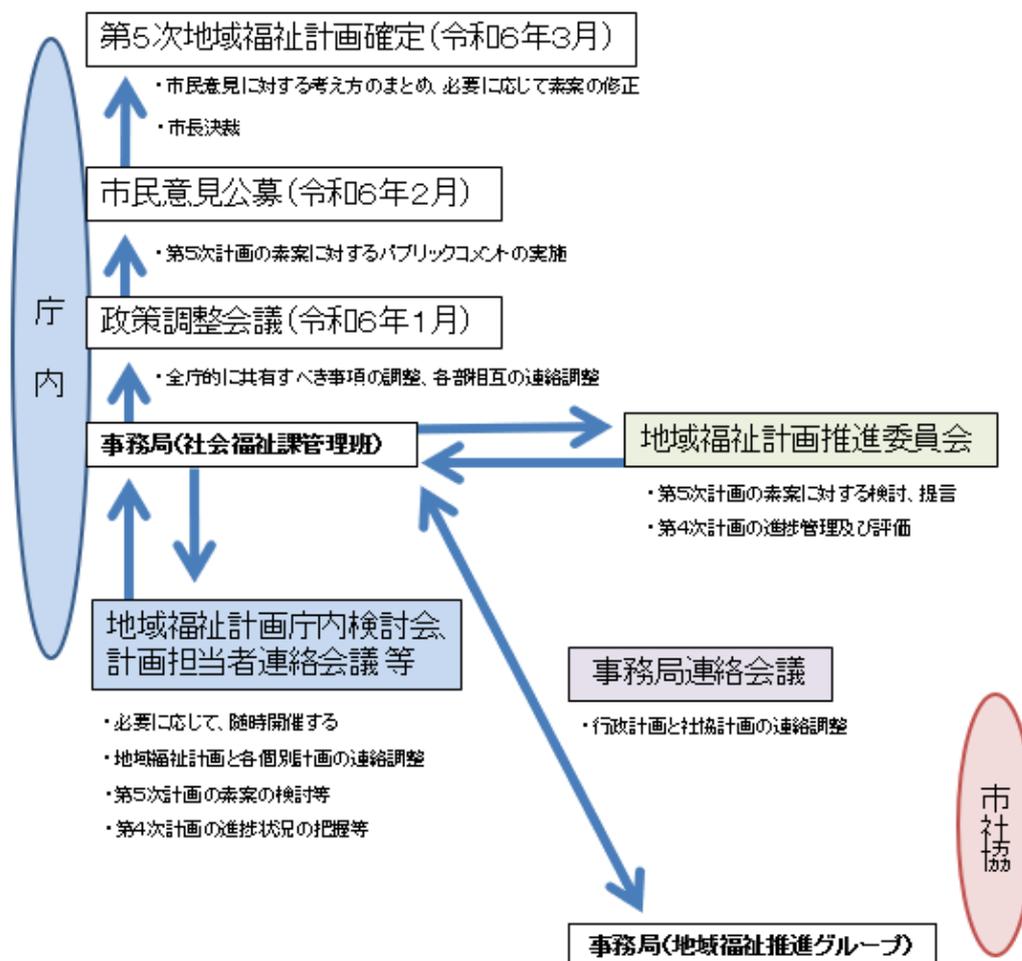
(1) 計画の策定体制

計画策定にあたっては、関係機関、関係団体及び市民公募委員3名を含む9名の委員で構成する「佐倉市地域福祉計画推進委員会」と、庁内関係部署で構成する「佐倉市地域福祉計画庁内検討会」において、審議を行いました。

また、市社協が並行して策定作業を進めている「第7次佐倉市地域福祉活動計画：（令和6年度～令和9年度）」について、同計画と本計画との連携を図るべく、市社協と定期的に連絡会議を開催し、調整を行いました。

なお計画素案については、パブリックコメントによる市民意見公募を行い、市民の意見の反映に努めました。

第5次佐倉市地域福祉計画 策定に向けた体制について



(2) 計画の推進体制

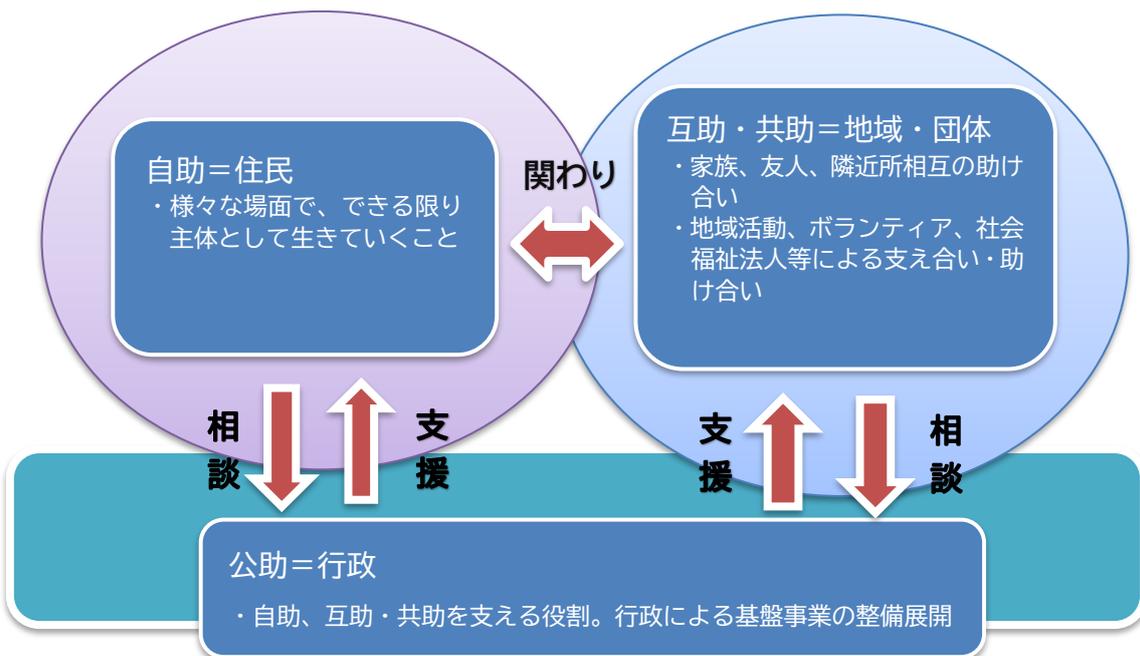
①第5次佐倉市地域福祉計画の推進体制

本計画は、市と市社協、地域福祉の担い手である市民、ボランティア、各種相談機関等が連携協力し、それぞれが役割を果たすことで取り組んでいくものです。それぞれの役割を整理したうえで、それぞれが十分な力を発揮できるようにするとともに、連携を進め、一体となって地域づくりを行うことが重要です。必要なときに支援を求めることができるよう、近所でも、支援関係機関でも、日頃から関わる人や場所を持つことも大切ですが、何かあったときに困っている人の声を受け止めることができる環境づくりが重要です。さらに、複合的な課題を抱えている世帯もあります。このような課題を漏れなく解決するためには、支援関係機関の連携を強めて、課題を発見、吸い上げることが求められます。そのためにも、何が課題になっているかを把握・整理することが重要です。

②住民、地域、行政の役割（自助、互助・共助、公助）

「自助、互助・共助、公助」については、それぞれが機能することで、地域福祉が推進するといえます。「自助」は、自らの健康は、自ら維持するなど、様々な場面で、できる限り主体として生きていく。「公助」は、行政による基盤整備を行うなど、「自助」と「公助」が機能したうえで、「互助・共助」が中心的な役割を果たし、住民、地域と行政が一体となることで、地域共生社会の実現に資するといえます。

【図】自助、互助・共助、公助のイメージ



◎自助、互助、共助、公助とは

「自助」：生活面では自らが主体となり、自ら働き、又は自らの年金収入等により自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持するなど様々な場面で、出来る限り主体として生きていくこと。

「互助」：当事者の周囲にいる近しい人が、自身の発意により手を差し伸べることで家族や友人、近隣者が自発的に関わる助け合いのこと。

「共助」：地域や市民レベルでの支え合いや、昔からの助け合いの事。最近では、ボランティア、NPO 法人等によるインフォーマルサポートも該当する。

「公助」：市民の基礎的な生活を支える社会保障制度。生活保護や年金・保険制度など。

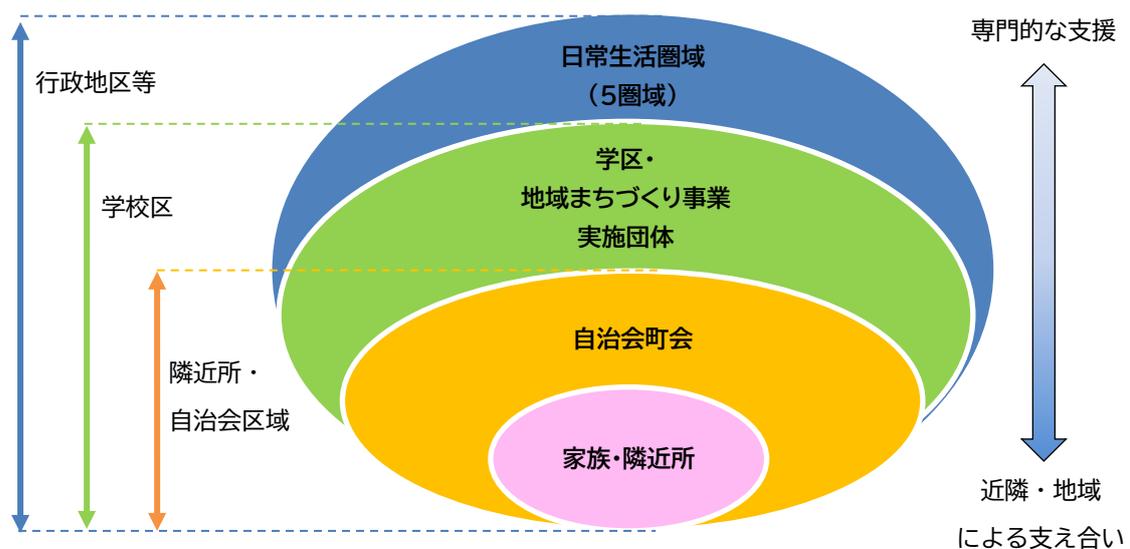
※ 平成 26 年 2 月に佐倉市地域福祉計画推進委員会から市長に提出された「第 3 次佐倉市地域福祉計画に向けた提言」における定義。

※ 地域包括ケアシステムでは、介護保険に代表される社会保険制度及びサービスは「共助」とされています。

(3) 地域の範囲の捉え方

計画を作成するうえで、身近な助け合いや支え合い活動等、地域福祉活動の範囲について、予め捉えておく必要があります。本計画では、元々の行政区割りをベースに、歴史や人口規模等を考慮した「佐倉市高齢者福祉・介護計画」で設定されている5つの日常生活圏域を軸に計画を策定して行くこととしました。

「地域の範囲のイメージ」



- 1) 隣近所・自治会区域（日常的な交流・安否確認）
最も身近なコミュニティエリアで、日常的な会話や交流を通して、孤立を防ぎ、支え合うための基本単位です。
- 2) 学校区・※地域まちづくり事業実施団体等圏域（日常的な暮らしの支え合い・見守り）
自治会町内会よりやや広い範囲で、住民が徒歩圏内で活動できるエリアで、中学校区とほぼ一致して地区社協が設置されています。また地域によっては地域まちづくり事業実施団体が設置されている単位となります。
- 3) ※日常生活圏域（居場所・交流の場、専門機関の支援）
地域の行政区割りをベースに、地域包括支援センターを設置しています。身近な地域での専門的な相談（機関）支援活動を行う単位となります。

▼用語補足

※地域まちづくり事業実施団体

隣接する2以上の自治会等で構成され、地域におけるまちづくりを自主的に行うために結成し、市の認証を受けた団体。現在下記10団体が設立されています。

- ・ 臼井ふるさとづくり協議会
- ・ 白銀小学校区地域まちづくり協議会
- ・ ふるさと弥富を愛する会
- ・ 根郷小学校区まちづくり協議会
- ・ 上志津まちづくり協議会
- ・ 青菅まちづくり協議会
- ・ 井野小学校区まちづくり協議会
- ・ 山王小学校区まちづくり協議会
- ・ 小竹小学校区まちづくり協議会
- ・ 千代田・染井野まちづくり協議会

※日常生活圏域

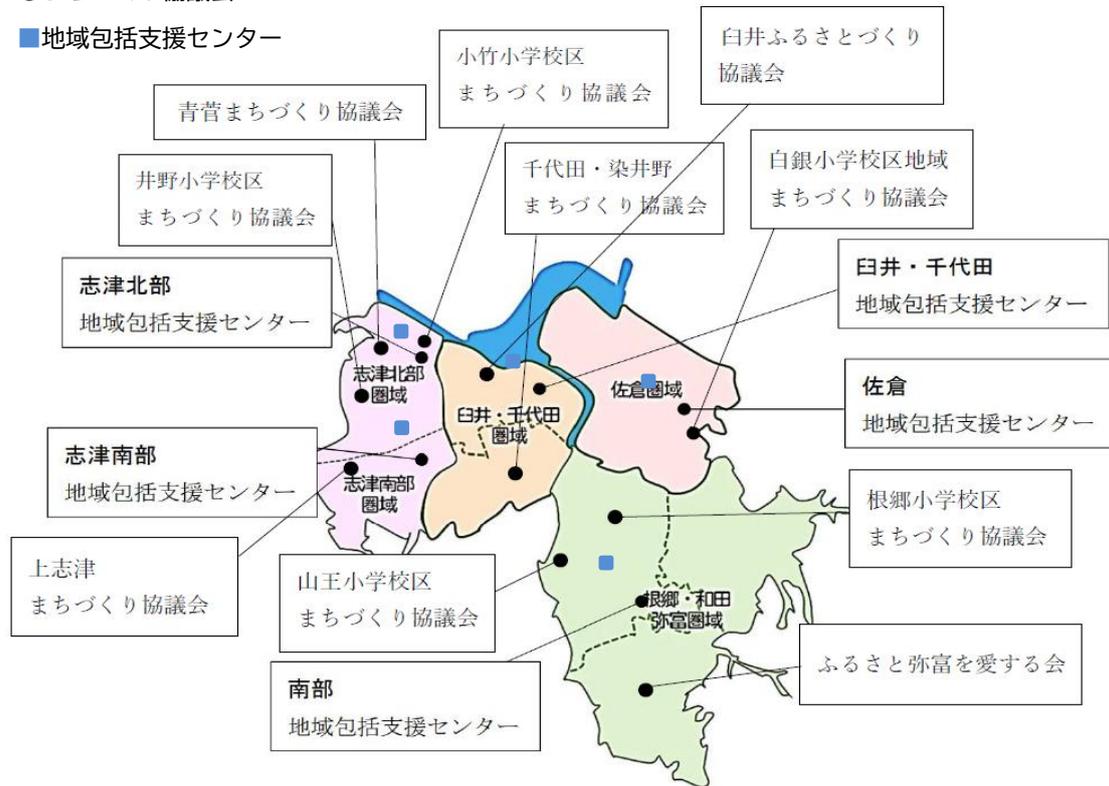
高齢者等が住み慣れた地域において安心して日常生活を営むことができるようにするための基盤となる圏域のことです。圏域ごとに、以下のとおり地域包括支援センターを1か所（計5か所）設置しています。

日常生活圏域	地域包括支援センター名
佐倉圏域	佐倉地域包括支援センター
志津北部圏域	志津北部地域包括支援センター
志津南部圏域	志津南部地域包括支援センター
臼井・千代田圏域	臼井・千代田地域包括支援センター
根郷・和田・弥富圏域	南部地域包括支援センター

「日常生活圏域図&まちづくり協議会位置図」

●まちづくり協議会

■地域包括支援センター



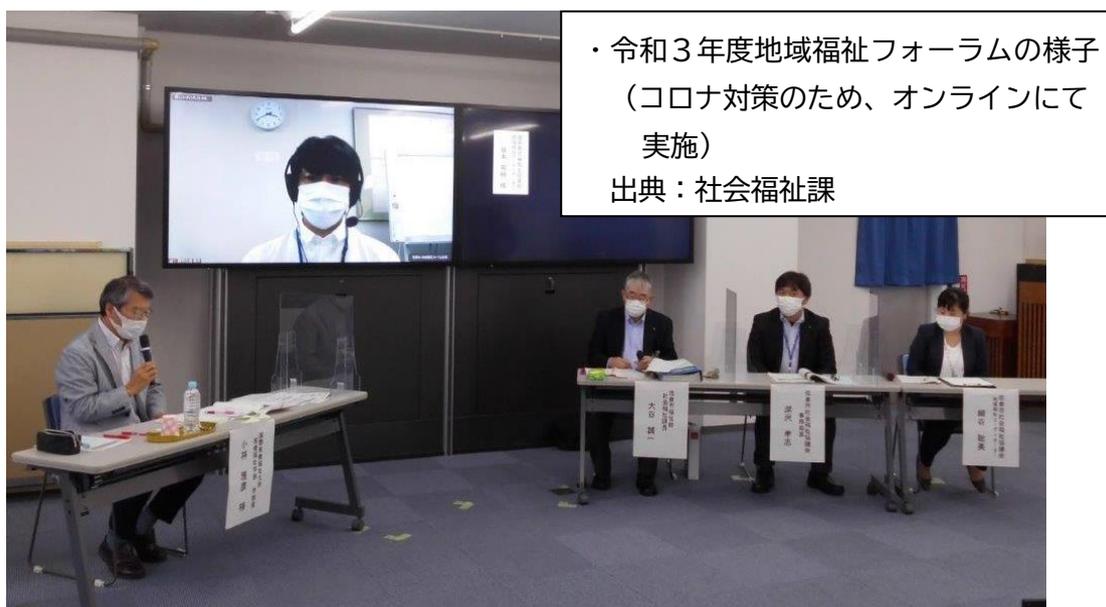
「圏域別町丁名表」

日常生活圏域名	地 域
佐倉圏域	田町・海隣寺町・並木町・宮小路町・鑄木町・鑄木町1～2丁目・新町・裏新町・中尾余町・最上町・弥勒町・野狐台町・鍋山町・本町・樹木町・将門町・大蛇町・藤沢町・栄町・城内町・千成1～3丁目・大佐倉・飯田・岩名・萩山新田・土浮・飯野・飯野町・下根・山崎・上代・高岡・宮前1～3丁目・白銀1～4丁目・鑄木仲田町
志津北部圏域	上座・小竹・青菅・先崎・井野・井野町・宮ノ台1～6丁目・ユーカーが丘1～7丁目・南ユーカーが丘・西ユーカーが丘1～7丁目
志津南部圏域	上志津・上志津原・下志津・下志津原・中志津1～7丁目・西志津1～8丁目
白井・千代田圏域	白井・白井田・白井台・江原・江原新田・角来・印南・八幡台1～3丁目・新白井田・江原台1～2丁目・王子台1～6丁目・南白井台・稲荷台1～4丁目・生谷・畔田・吉見・飯重・羽鳥・染井野1～7丁目
根郷・和田・弥富圏域	六崎・寺崎・寺崎北1～6丁目・太田・大篠塚・小篠塚・神門・木野子・城・石川・表町1～4丁目・大作1～2丁目・大崎台1～5丁目・山王1～2丁目・春路1～2丁目・馬渡・藤治台・寒風・直弥・上別所・米戸・瓜坪新田・上勝田・下勝田・八木・長熊・天辺・宮本・高崎・坪山新田・岩富町・岩富・坂戸・飯塚・内田・宮内・西御門・七曲

(4) 計画の普及啓発

広報紙やホームページなどで本計画の周知を図ります。また公民館や出張所等、市の出先機関や各種関係機関への本計画の概要版を配布し、地域福祉の担い手である市民への周知を行います。

さらに、地域福祉フォーラム等講演会の開催、相談支援機関の研修会等種々の機会を捉えて、周知を図ります。



(5) 持続可能な社会づくり (SDGs) の視点

持続可能な開発目標 (SDGs) は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すための令和12 (2030) 年を期限とする国際目標であり、17の目標 (ゴール) ・169のターゲットを設定しています。SDGsは、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、全ての人々が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指す普遍的な行動を呼びかけるものであり、SDGsの達成のためには、国家レベルだけではなく、市民、事業者、市などの社会の多様な主体が行動していく必要があります。

そのため、本市の福祉施策の推進においても、SDGsの達成と深い関わりがあることを認識し、持続可能な社会の実現に寄与していくことが求められています。

こうしたことから、本計画の推進にあたっては、SDGsの達成に向けて、地域福祉をめぐる、様々な課題の解決に資するよう取組を実施し、施策目標単位でのSDGsとの関連を明示していきます。

⇒資料：外務省国際協力局 持続可能な開発のための2030 アジェンダと日本の取組

●持続可能な開発目標(SDGs)の詳細



目標1 [貧困]

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。



目標2 [飢餓]

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。



目標10 [不平等]

国内及び各国間での不平等を是正する。



目標3 [保健]

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



目標11 [持続可能な都市]

包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。



目標4 [教育]

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



目標12 [持続可能な消費と生産]

持続可能な消費生産形態を確保する。



目標5 [ジェンダー]

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行なう。



目標13 [気候変動]

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。



目標6 [水・衛生]

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。



目標14 [海洋資源]

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。



目標7 [エネルギー]

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。



目標15 [陸上資源]

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。



目標8 [経済成長と雇用]

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



目標16 [平和]

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



目標9 [インフラ、産業化、イノベーション]

強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。



目標17 [実施手段]

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

第2章 計画の現状と課題

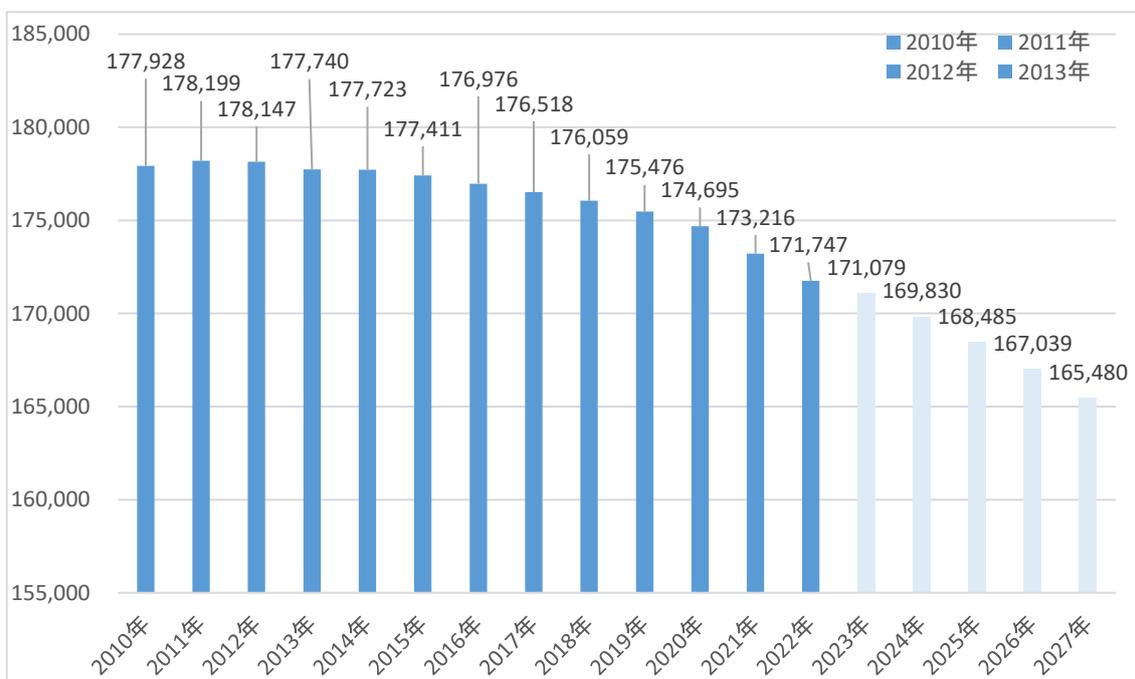
第2章 計画の現状と課題

1 地域福祉の担い手不足の現状と課題

(1) 人口減少、少子高齢化

①総人口

平成 23 (2011) 年の約 17.8 万人をピークに減少傾向となっており、令和 4 (2022) 年現在で約 17.1 万人となっています。第 5 次佐倉市総合計画 (基本構想・中期基本計画) における人口推計では、当該第 5 次佐倉市地域福祉計画の最終年である令和 9 (2027) 年には、16.5 万人まで減少すると推計されています。



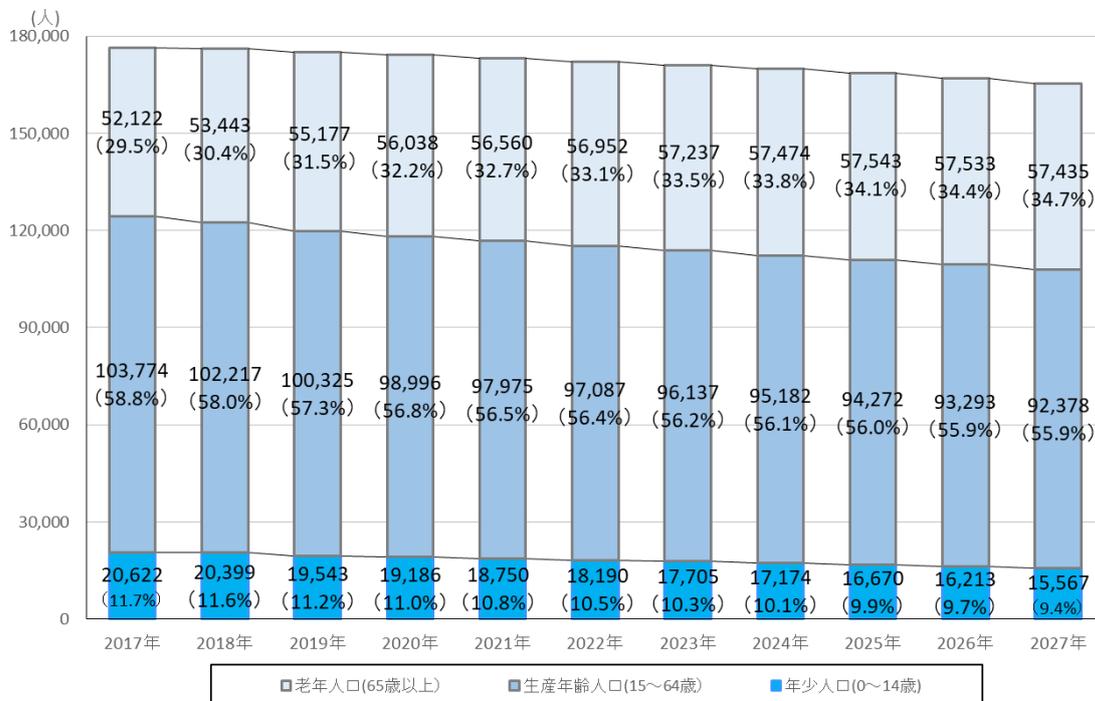
【出典】住民基本台帳 (各年 3 月末、外国人を含む) ※2023 年以降は推計値



- ・人口減少、少子高齢化が進む中で、どのように地域づくりを行っていくかが課題となります。
- ・団塊の世代が 75 歳以上となり、また、地域での支え合い・助け合いが大切になってきている中、ボランティアや各種団体の活動を広げていけるように、住民と行政が一体となって、地域づくりをしていく必要があります。

②年齢階層別人口

老年人口が増加し、年少人口及び生産年齢人口が減少しています。また、平成30（2018）年3月以降、高齢化率（＝老年人口÷総人口）が30%を超えています。



【出典】住民基本台帳（各年3月末）※2023年以降は推計値



- ・少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少により、見守り活動の担い手は今後高齢化し、減少していくことが見込まれます。
- ・それでもなお、見守り活動は、地域社会における基盤であり、社会的孤立から生まれる諸課題への対応に必要不可欠です。
- ・「見守る人」、「見守られる人」という関係を超えて、自分事として気づき、支えあう仕組みとして、地域の理解・協力を得ながら進めていくことが必要です。

(2) ボランティア活動

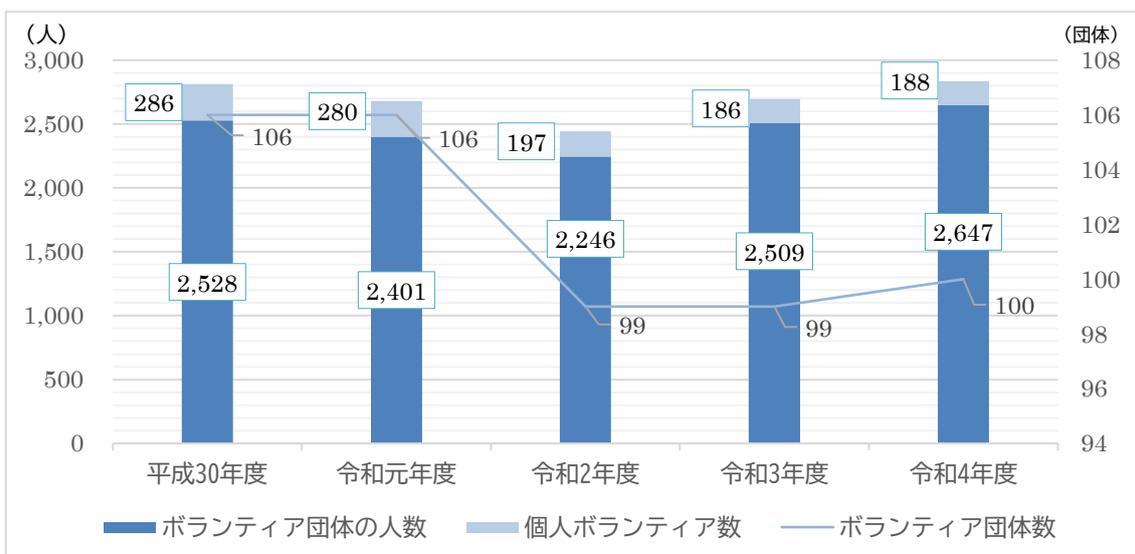
ボランティア活動は、個人の自発的な意思に基づく自主的な活動であり、活動者個人の自己実現への欲求や社会参加意欲が充足されるだけでなく、活動の広がりによって、社会貢献・福祉活動等への関心が高まり、様々な構成員がともに支え合い、交流する地域社会づくりが進むなど大きな意義を持っています。こうした中、ボランティア活動に対する意識が、立場や人によって変わってきている面が見られます。例えば、「男女平等参画社会に関する市民意識

調査」では、この1年間どのような地域活動に参加していましたか、との設問で、「特になし」と回答した方の割合が最も高く 53.8%となっています。参加しない理由として、この間新型コロナウイルスの影響で、活動自体が失われたことに加え、「仕事や家事育児で忙しい」「参加したい活動がない」「人間関係が煩わしい」等様々です。

ボランティア活動の重要性が増す中、ボランティア活動に対する意識の多様化を注視する必要があります。

佐倉市には、ボランティア活動の拠点として、社会福祉センター、西部・南部地域福祉センターに、ボランティアセンターがあります。地域のボランティアをサポートし、ボランティアの育成・登録・紹介、ボランティアをしたい人とボランティアを必要としている人とのコーディネートなど、今後ともその役割が期待されますが、新型コロナウイルスの影響により、ボランティア活動が制限されるなど、ボランティア団体数・ボランティア団体の人数は横ばい、個人ボランティア数は、減少傾向にあります。

○ボランティア団体数・ボランティア団体の人数・個人ボランティア数の推移



【出典】社会福祉課作成（各年3月末。市社協のデータから）

・子ども食堂でのボランティア活動の様子

【出典】社会福祉課



(3) 民生委員・児童委員活動

民生委員・児童委員制度は、その源といわれる濟世（さいせい）顧問制度より100年以上の長い歴史をもつ制度であり、地域に根ざした福祉活動を展開し、あたたかな地域社会づくりを目指しています。

具体的には、国が社会福祉の増進に熱意のある住民を民生委員・児童委員に委嘱し、地域住民が安心して生活できるよう、身近な相談相手となり、定期的な訪問を通じた見守り役として地域の安全・安心を支えています。また、高齢者や子育て家庭の集いの場としてのサロンの運営や、近年では、学習支援・子ども食堂などの活動において中心的な役割を果たしている事例もあり、その取組の広がりが期待されています。

他方、民生委員・児童委員が求められる役割が多様化し、支援の困難性や活動量の増加、さらには高齢者の働き方の変化等があることから、民生委員・児童委員の受け手不足は顕著であり、担い手確保の取組を行う必要があります。※(第4章の基本目標3「地域の社会福祉を目的とする事業の活性化を推進します」参照)

○民生委員・児童委員数の推移

民生委員・児童委員の任期は3年で、12月1日に一斉改選が行われますが、定数が充足できていない状況が継続しています。



【出典】社会福祉課作成（民生委員・児童委員推薦状況のデータから）
（各年12月1日現在。定数は、平成28年は215人、令和元年から217人）

・民生委員・児童委員の
活動の様子
【出典】社会福祉課



(4) 社会福祉法人などの役割

介護保険などの福祉サービスを提供する事業所は、社会福祉法人、NPO法人や株式会社など様々な主体があります。とりわけ※社会福祉法人には、その高い公益性にかんがみ、「社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっては、日常生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」（社会福祉法第24条第2項：略）という責務が課されており、すでに関し物支援等地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動が行われています。

佐倉市には、複数の社会福祉法人が立地しておりますが（下表参照）、これら法人の機能が地域住民に認知され、「地域における公益的な取組」等が円滑に実施できるよう、市として適切な助言等を行う必要があります。

▼用語補足

※社会福祉法人

社会福祉法により「社会福祉事業を行うことを目的として、設立された法人」と定義され、同法第2条に定められている第一種社会福祉事業（特別養護老人ホーム、障害者支援施設等）及び第二種社会福祉事業（保育所、訪問介護、デイサービス等）を行う法人をいいます。この他公益事業（入浴排泄食事等の支援、有料路応身ホーム、人材育成等）及び収益事業（貸しビル、公共施設内の売店等）を行うことができます。

[圏域別社会福祉法人一覧：令和5年12月末現在] (定款上の所在地が佐倉市である法人)

日常生活圏域	社会福祉法人名
佐倉圏域	佐倉市社会福祉協議会、佐倉厚生会、生活クラブ、誠友会
志津北部圏域	えのき会、恵泉福祉会、自洲会、千手会、ユーカリ優都会
志津南部圏域	啓示福祉会、富裕会、志津大山記念会
臼井・千代田圏域	臼井福祉会、壮健会、日輪福祉会、ひまわりの里
根郷・和田・弥富圏域	愛光、敬愛、大山、陽の木会

◎上記各法人において、第1種、第2種社会福祉事業いずれかを行い、あわせて公益事業、収益事業を任意で行っています。

2 第4次計画期間中に表出した新たな課題

◎コロナ禍での影響

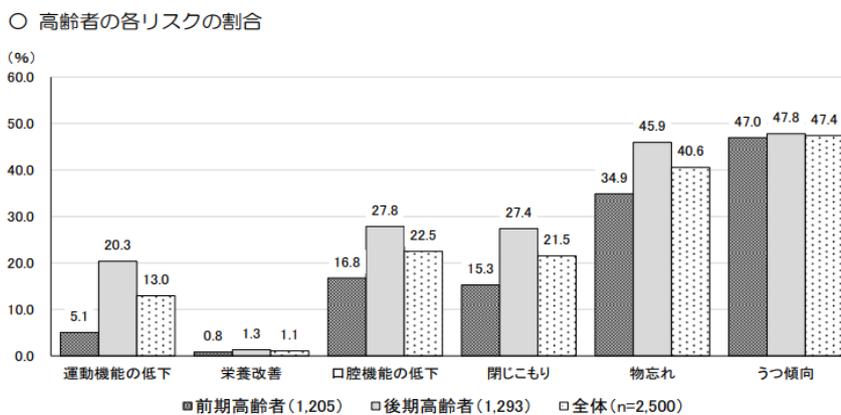
第4次地域福祉計画期間中、新型コロナウイルスの感染が拡大し、地域の日常生活に大きな影響を及ぼしています。この間、生活困窮の拡大や福祉サービスの利用制限、地域活動の自粛、感染拡大の予防とサービス提供の両立を求められる福祉施設の厳しい運営など、様々な課題が浮き彫りになりました。本計画の策定にあたってはコロナ禍で見えてきたこうした課題について、留意する必要があります。以下、調査結果等を参考に、課題を整理します。

出典：佐倉市 枠内 第8期佐倉市高齢者福祉・介護計画より
生活困窮者自立支援事業より
新型コロナ感染拡大予防関連事業より
：(福)東京都社会福祉協議会 ◆R3「コロナ禍で顕在化した地域課題」より
◇R4「コロナ禍で顕在化した地域課題への対応方策」より

○長期間の自粛生活に伴う高齢者、障害者、子どもたちへの影響

- ◆・高齢者等のひきこもりによる身体、認知の低下、フレイル予防の必要性
- ◆・学校の休校に伴う子育て家庭の負担増
- ◇・外出自粛の影響で、障害児の兄弟に対する保護者の関わりが減り、兄弟児がフラストレーションをためている
- ◇・核家族化に加えてコロナ禍で、狭い世界で生活している子どもやワンオペで子育てしている親が増え、親子ともにストレスを抱えている
- ◇・在宅勤務の普及で新たな家事負担が生じていたり、乳幼児や家族の居場所がなくなることによって、家族関係に影響を与えている

出典：◎第8期佐倉市高齢者福祉・介護計画（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）



➡高齢者のリスク評価を見ると、全体では「うつ傾向」の割合が 47.4%と最も高く、前回（平成 29 年）調査に比べ、11.2 ポイント増えています。

○地域活動の担い手への影響

- ◆・町内会等の交流行事の停止に伴う地縁関係や一体感の希薄化
- ◆・在宅ワークやリモート授業の影響で、日中、地域にいる人が増えたが、既存の地域活動への接点が取りにくい
- ◇・地域福祉活動の停止で担い手や活動者のモチベーションが低下している
- ◇・活動停止の期間が長いため、運営ノウハウが引き継がれていない
- ◇・コロナ禍で、小中高生が地域活動やボランティア活動に参加する機会が減った

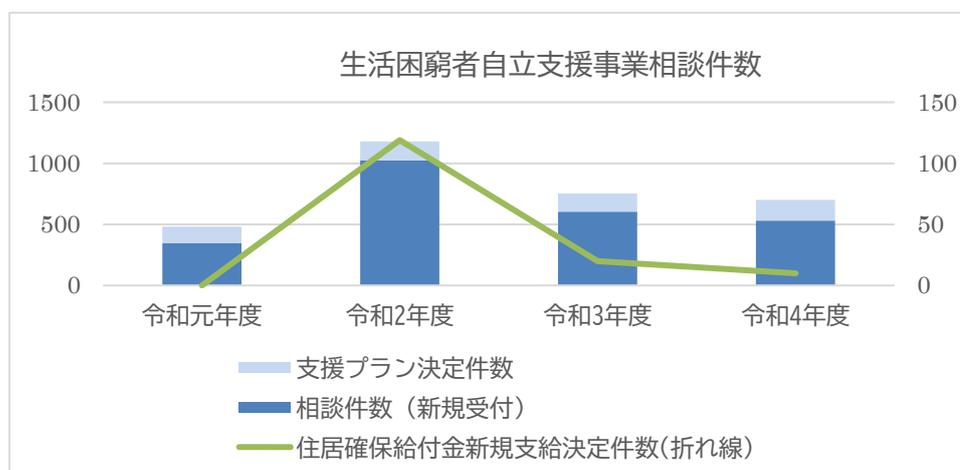
○孤独、孤立の影響

- ◆・相談機関があることを知らない人たちの多さ、日常的な人との関わりが薄い方々
- ◆・訪問の制限による本人の意思確認機会の減少
- ◇・相談すること自体に抵抗感を感じている子育て世帯
- ◇・子ども食堂などの居場所の機能が停止し、つなぎ先がなくなった

○経済の不活性化による影響→生活困窮者等の増加

- ◆・障害者福祉作業所の受注の減
- ◇・親が減収、失業し、教育費が出せず、進学や進路に影響が出ている家庭が増えている

出典：◎佐倉市社会福祉課



➡新型コロナウイルスの感染が拡大した令和2年度において、生活困窮者自立支援事業での相談件数が急増しています。

- ・このため市では、この間、新型コロナウイルスの感染による影響に対する経済活動や、生活・暮らしの下支えをすべく、下記のとおり各種給付金や支援金の支給を行いました



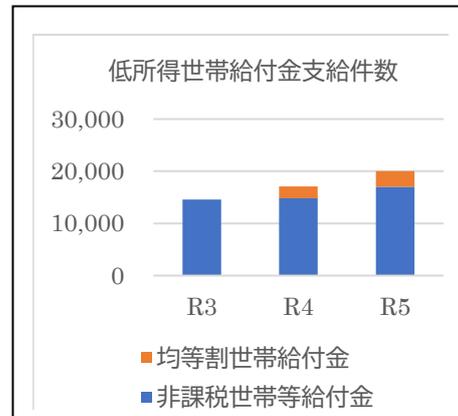
次ページに続く

(令和2年度)

- ・佐倉市生産体制強化事業
- ・佐倉市小規模事業者応援給付金
- ・商業サービス業応援寄附プロジェクト（さきめし佐倉）
- ・事業者総合相談窓口
- ・ひとり親世帯臨時特別給付金

(令和3年度)

- ・佐倉市中小企業事業継続支援金
- ・中小企業ささエール給付金
- ・佐倉市事業再構築支援補助金
- ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金
- ・子育て世帯生活支援特別給付金



(令和4年度)

- ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金
- ・住民税均等割のみ課税世帯への応援金
- ・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金
- ・子育て世帯生活支援特別給付金

(令和5年度)

- ・物価高騰対策臨時給付金（住民税非課税世帯、均等割のみ課税世帯）
- ・子育て世帯生活支援特別給付金

○情報化と情報格差の影響

- ◇・コロナ禍で活動のデジタル化が進んだことにより、操作困難で取り残される人が出てきた
- ◇・外国籍で障害がある親について、子の通訳がないと支援につながらない

●上記諸課題に関する基本的な考え方

自粛に伴う身体機能の低下、精神的なストレスの弊害等については、継続的に伴走支援できるワーカーの育成や、各相談機関でのアウトリーチの強化による見守り活動の強化が求められます。

また地域活動や経済活動の不活性化については、各種給付金や支援金の支給、地域（子ども）食堂など居場所づくりへの各種運営支援等を進めるとともに、情報格差を是正するため、様々な媒体による情報発信、高齢者へのIT支援ボランティアの育成、地域活動へ参加意欲のある方へSNS等による効果的な情報発信等について検討が必要です。

本計画の施策を進めるうえで、これらコロナ禍で見えてきた諸課題については、留意し取組を進めます。

第3章 計画の基本理念と基本目標

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

第4次計画では、基本的方針である、「一人ひとりがともにはぐくむ お互いさまの地域づくり」の構築のため、「一人ひとりを認め合える地域」、「互いに支え合う地域」、「ふれあい・交流のある地域」の3つの地域像（第3次計画から継承）を目指しました。

年齢や障害の有無等にかかわらず安全に安心して暮らせる「共生社会」実現のため、多くの人々が、人と人との関係を大切に支え合う暮らしの中で、活気あふれた幸せな毎日を送ることができる、また、一人ひとりの違いや個性を認め合いながら、誰もが役割を持ち、活躍できる、安心して暮らしていくことのできる、お互いさまの地域づくりを目指したものです。

一方、第4次計画期間中に、新型コロナウイルスの感染拡大などにより、これらの理念に基づく各種施策が滞るなど、当初思い描いていた地域像の実現には、道半ばという状況が続いています。こうした現下の取組状況や市内外の社会状況等を踏まえ、第5次計画においても、第4次計画で掲げた基本理念「一人ひとりがともにはぐくむ お互いさまの地域づくり」を承継し、地域福祉の推進と地域共生社会の実現を目指すこととします。

基本理念

一人ひとりがともにはぐくむ お互いさまの地域づくり

（目指すべき地域像）

- ・「一人ひとりを認め合える地域」
- ・「互いに支え合う地域」
- ・「ふれあい・交流のある地域」

※第4次計画の理念を承継

2 基本目標と重点施策

第5次計画では、基本理念の実現のために、次の5つの基本目標ごとに施策を進めます（□内は、目指すべき将来の地域イメージ）。またこれらの施策の中でも、特に重点的に進める施策を重点施策と位置付け、推進します。

基本目標1

●権利擁護と人権尊重の取組を進めます

○住み慣れた地域で、個性や権利が尊重され、安心して穏やかな生活を送ることができるまち

基本目標2

●福祉サービスの利用を促進します

○地域や福祉に関する情報を、誰もが容易に得られるまち

基本目標3

●地域の社会福祉を目的とする事業の活性化を推進します

○多様な主体による地域の見守りが広がり、孤独・孤立の生まれないまち

基本目標4

●住民参加をさらに促進し、充実します

○誰もが気軽に交流できる居場所が身近にあり、一人ひとりがいきいきと活躍できるまち

基本目標5

●地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備します

○誰もが困りごとを気軽に相談できる場所（人）が身近にあり、多様な主体による、分野を超えた相談支援が行われるまち

★重点施策

●訪問支援（アウトリーチ）型※の相談支援体制を推進します

➡目指すべき将来の地域イメージは基本目標5と共通

※「積極的に対象者のいる場所に向向いて働きかけること」（「自立相談支援事業養成研修テキスト」より）